

武雄市農業委員会

令和2年7月総会議事録

令和2年7月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和2年7月6日(月)
(開会) 13時25分 (閉会) 14時20分
2. 場 所 武雄文化会館 大集会室A
3. 農業委員出席状況 出席者19人 欠席者0人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜		○
6	中村 和仁	○		16	川内 正美	○	
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄		○	19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし
5. 協議事項
- | | | |
|-------|--------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 5件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 3件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 14件 |
| 議案第4号 | 武雄市農用地利用集積事業計画(案)について | |
| 議案第5号 | 農振農用地域内、農用地からの除外について | 7件 |
| 議案第6号 | 武雄市非農地証明願いについて | 2件 |
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 1件 |
6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆様こんにちは。ご案内の時間となり、令和2年7月の武雄市農業委員会「総会」の準備が整いました。
本日は、9番 松尾隆雄 委員と15番 山下英喜 委員の2名より欠席の

届出があつております。欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることを報告いたします。

それでは会長、議事進行をお願いします。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただいまから、令和2年7月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。本日の議事録署名人に、6番中村委員、11番川口委員を指名いたします。それでは、議案審議に入る前に、事務局から報告事項をお願いします。

事務局 6月総会審議後の転用許可状況について報告。内容は省略。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はありませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が5件提出されておりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、633㎡。現在の耕作者に譲渡したい。ということで申請が出されています。農地の価格は〇〇です。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、計1,928㎡。譲渡人は「管理できない。」譲受人は「経営規模拡大のため。」ということで申請が提出されています。農地の価格は発生しておりません。

申請番号3番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑4筆。計1,092㎡。譲受人が「家庭菜園として利用したい」ということで申請が提出されています。申請地は先月6月の総会で特例指定を受けた農地です。空き家と一緒に価格になっておりますので、農地だけの価格は不明です。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆・畑3筆、計1,024㎡。譲受人が「家庭菜園として利用したい。」ということで申請が提出されています。申請地はこちらも先月6月の総会で特例指定を受けた農地です。空き家と一緒に価格になっておりますので、農地だけの価格は不明です。

申請番号5番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の田1筆、計486㎡。譲渡人は「市外在住で管理できない。」譲受人は「自身所有地の隣接地で管理しやすい。」ということで申請が提出されています。農地の価格は一筆で10万円です。

以上、申請番号1番・2番・5番については、3つの判断基準全てを満たしている。申請番号3番及び4番については下限面積以外の判断基準は満たしていると判断しております。事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この5件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

6番委員 この2番の発生せずっというは無償譲渡ってこと。

事務局 はい。無償譲渡でとなっております。

会 長 いいですか。納得できましたか？
他にありませんか。

(質疑なし)

会 長 他に意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による5件の許可申請につきましては、許可することに決定しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出されております。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 すみません。2号議案に入る前にですが、先月の宿題がありましたので、今日お手元のほうにお配りしてありますが、3条で地上権とはどういうことかということだったので、それをA4の1枚で表題はつけていませんが地上権とは、地役権とは、としておりますけど、先月ですね、〇〇さん、〇〇さんと〇〇さんのところで、地上権の設定をされるということで、申請が出ておりました。建物や工作物、竹木を所有するために、他人の土地を使用する権利ということで、今回地上権を設定されるという申請でした。

数年前に〇〇のメガソーラーの時には地役権というのを設定申請が出ておりました。それは2番目の四角になります。よく九電の高圧電線の下の所には地役権を設定されていますけど、その下に建物とかの高さの制限とかをされているものです。

それと裏の面になりますが、営農型太陽光発電を県の担当のほうに確認をしまして、今どのくらいのに許可が出ているのかというのを今朝回答いただいたんですけど、佐賀市、小城市、唐津市で7件出ていて、以前は3年とか延伸で続けて許可申請をされているということです。今回、〇〇さんのところは農振地でございまして、1種農地ですので、許可としては10年、許可が出るようであれば10年の一時転用になると思います。

以上です。すみません。

会 長 それでは、何か質問があればいいですか。

(質疑なし)

会 長 無いようですので、議案第2号に入りたいと思います。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆、36㎡。「来客時の路上駐車で周辺の通行に迷惑をかけていたため、令和2年3月に埋め立て、駐車場として利用していた。」ということで申請が提出されております。既に埋め立てがおこなわれておりましたので、始末書が添付されています。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので、第3種農地で許可し得ると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の田1筆、204㎡。「申請地南側にアパート及

び戸建借家など計8戸の不動産を賃貸しているが駐車場が少ないため増設したい。」ということで申請が提出されております。工事完了時期は、令和2年12月20日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので、第3種農地で許可し得る。と判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑1筆、55㎡。「平成10年4月頃、小屋の建て替えをおこない屋根の一部となった。また、里道の拡幅を行った際に申請地に越境してしまった」ということで申請が提出されております。既に屋根の一部となっており、道路拡幅も行われていましたので始末書が添付されています。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。と判断しております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。この件について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第2号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事へ送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法第条の規定による3件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第3号 第5条の規定による許可申請》—————

会 長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請を議題といたしま

す。農地法第5条の規定による許可申請が14件提出されております。この14件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第3号について説明いたします。

申請番号1番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田1筆、計1,034㎡。「申請地は駅・学校・スーパー等が徒歩圏内にあり、住環境が優れているので、分譲地として販売したい。」という事で宅地分譲3区画を計画され、申請書が提出されています。工事完成時期は令和2年12月2日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので第3種地、で許可し得る。と判断しております。

申請番号2番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田4筆、計4,296㎡。「申請地は国道34号線に近く、周辺には学校・大型スーパー・病院があり生活環境が整っているため、住宅地に適していると判断し、計画しました」ということで同時利用地として水路・道路の61.52㎡を含む、4368.92㎡に建売分譲住宅13区画を計画され、申請が提出をされています。農振除外の手続きについては、済んでおります。工事完了時期は令和5年9月31日です。農地区分は「第三種農地になることが見込まれる区域で、その規模が概ね10ha未満である」第2種農地。許可基準の該当事項は。周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断しております。

申請番号3番。権利の内容は所有権移転と賃借権設定。土地は〇〇町の田2筆、計4,752㎡。「作業の安全性と生産性向上のため、敷地を拡張し整備棟と駐車場を整備し、経営拡大したい。」という事で申請が提出をされています。農振除外の手続きについては、済んでおります。工事完了時期は令和3年3月31日です。農地区分は「高速自動車国道のインターチェンジから概ね300m以内にある農地」のため第3種で許可し得ると判断しております。

申請番号4番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、計232㎡。「将来を考え、実家に近い申請地に一般住宅を建てたい。」という事で申請が提出をされています。工事完了時期は令和3年2月28日です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域内にある農地」ですので、第3種農地で許可し得ると判断しております。

申請番号5番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆。181㎡。「現在アパート住まいであるが、子供の成長に伴い手狭になってきた。それぞれの勤務地及び実家に近い申請地に一般住宅を建設したい。」という事で申請が提出されています。工事完了時期は、令和3年2月28日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は周辺の他の土地に立地す

ることが困難な場合は許可し得ると判断しております。

申請番号6番。権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆。680㎡。「夫の定年を機に、叔父の土地を譲り受けて、一般住宅を建設したい。」ということで申請が提出されています。工事完了時期は令和3年8月31日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号7番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑1筆、計189㎡。「自宅が狭く、乗用車・ワゴン車・軽トラック等を目的に応じて入れ替えをしているため申請地に駐車場を整備したい。」ということで申請が提出されています。工事完了時期は、令和2年10月です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」と判断しています。

申請番号8番。権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑1筆。908㎡。「現在アパート住まいだが、将来を考え実家近くに住居を構えたい。実家の農機具等も格納できる車庫兼倉庫も建築したい。」ということで申請が提出されています。工事完了時期は、令和3年2月28日です。農地区分は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」と判断をしています。

申請番号9番。権利の内容は所有権移転。〇〇町の畑2筆。計607㎡。「介護施設を経営しているが、敷地スペースが狭く、入居者への面会やスタッフが集まる際には駐車場が不足しているため、隣接地に駐車場を整備したい。」ということで申請が提出をされております。工事完了時期は令和2年9月30日です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ると判断しています。

10番から14番につきましては、新幹線工事に伴う作業ヤード等への一時転用になっております。6月24日までで許可が下りていた分について令和2年9月24日まで期間を延伸される申請になっております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

会 長

事務局の説明が終わりました。このうち1番から3番の案件については、

6月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員から調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇〇番委員）

はい。それじゃあ、調査委員会の報告をしたいと思います。期日はですね、令和2年5月26日の午後1時半から調査委員会をC班及び地元農業委員により、市役所の3階会議室及び現地で開催をしたところであります。議案第3号、農地法第5条の規定による申請3件について審議をいたしました。

まず、議案第3号申請番号1番の宅地分譲についてですけれども、代理人から転用理由、転用計画等の説明があり、審議したところであります。主な質疑、要望ですけれども、1つ目に申請地と申請地東側の里道との区別をどうするのかという質疑があり、境界となる部分の申請地側に擁壁を立ちあげのため区別は可能である。また、里道は管理しやすいように張コンクリートを施工する予定であるという説明がありました。

2つ目に敷地内道路について現地にて説明があり、敷地内道路については、市に寄付する予定であるが、管理については開発者側で行う予定で協議を行っているという説明がありました。

続きまして議案第3号申請番号2番の建売分譲住宅についてであります。これについても申請人及び代理人から転用理由、転用計画等の説明を受けて、審議をしたところであります。主な質疑、要望等について、まず1つ目に隣接農地の同意されている方の住所が北海道になっており、自作地ではないと思われるが、小作人の方もこの申請について同意されているのかという質疑があり、小作人の方にも事業計画を説明し、同意をいただいているという回答がありました。

2つ目にパイプラインについては影響はないということが現地で説明がありました。3つ目に橋梁部分について説明がありましたので、現地にて全員で確認したところであります。

続いて、議案第3号申請番号3番の大型自動車及び建機の整備等について、代理人から転用理由、転用計画の説明を受け審議しました。主な内容は1つ目に造成高については現在の鹿島機械工業の敷地との往来が出来るように仕上げる予定であるということが現地で説明がありました。2つ目が敷地内はバラスを敷く予定であり、出入り口部分についてはバラスが流出しないよう部分的に舗装を行うよう計画しているという説明があったところであります。

以上、報告しましたように質疑等ありましたけれども、申請番号1番から3番の案件について、調査委員会としては転用の許可基準から、許可しても差し支えないという判断になりました。以上、報告いたします。

会 長 ありがとうございます。1番から3番の案件について調査委員会の報告が終わりましたが、4番から14番の案件については、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さんなにかございませんか。

会 長 私からですが、10番から14番まで新幹線関係が上がっておりますが、東川登の分については大体終了で、農地に原型復帰で返すということで、東川登町については一応新幹線の分については9月で終わりかなと思っております。

会 長 それでは質疑には入りたいと思いますが、なにかございませんか？

(質疑なし)

会 長 質疑が無いようですので、質疑をとどめます。
議案第3号 農地法第5条の規定による14件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による14件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画（案）について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農業地利用集積事業計画（案）」についてご説明いたします。
1ページをご覧ください。「令和2年度第4号利用権設定計画（案）」を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町、田、新規2件、2筆、4,048㎡。

橘町、田、再設定6件、7筆、14,798㎡。

朝日町はございません。

若木町、田、新規4件、7筆、8,024㎡。
再設定、1件、5筆、3,190㎡。

武内町、田、新規1件、1筆、1,155.2㎡。
再設定、2件、5筆、11,775㎡。

東川登町、田、再設定、4件、4筆、7,232㎡。
畑、新規2件、2筆、2,349㎡。

西川登町、田、新規、2件、5筆、4,211㎡。
畑、新規21件、43筆、38,919㎡。

山内町、田、新規1件、1筆、969㎡。
再設定5件、8筆、8,936㎡。
畑、新規2件、6筆、10,836㎡。

北方町はございません。

事務局からの説明は移譲です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第5号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 それでは、他に意見も無いようですので、議案第5号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）については、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第5号 農振農用地域内 農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「農振農用地域内、農用地からの除外」に対する意見について、農林課の説明をお願いします。

農林課 失礼します。農林課より議案第5号、農業振興地域内農用地からの除外について説明をさせていただきます。

1ページに農振除外を行う7件10筆のリストと、2ページから3ページに7件の内容を記載しております。4ページから23ページは、それぞれの地図、字図、計画平面図でございます。

まず、2ページをご覧ください。申請番号1番は除外目的が携帯電話線基地。除外場所は北方町の畑1筆26.25平米です。

2番は除外目的が駐車場倉庫と自宅進入路。除外場所は北方町の畑250平米と田248平米でございます。

3番が除外目的集合住宅1棟。除外場所は北方町の田991平米でございます。

4番。除外目的が建売分譲住宅2区画。除外場所につきましては山内町の田631平米。

5番。除外目的が建売分譲住宅の3区画。除外場所は朝日町の田1017平米。

3ページ。6番ですね。除外目的建売分譲住宅の12区画。除外場所につきましては、武雄町の畑1筆351平米と田2筆3162平米。

7番が除外目的植林。除外場所が西川登町田96平米ということになっております。

この7件につきましては、農林課といたしまして、農振除外の5要件を満たしていると判断をしまして、受け付けをした案件でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第5号について、ご意見、ご質問等があれば出していただきたいと思いますが何かございませんか。

〇〇番委員 はい。全体的でございますが、隣接農地に地目を入れてもらえないかと思いますが、いかがですかね。

農林課 周辺の隣接する農地くらいでよろしいでしょうか。

〇〇番委員 はい。

農林課 では、次回からそのように対応させていただきます。

〇〇番委員 それと字図の3番。用排水路などがなにも見えない。わかりますか。用排水路とかは、ピシャっとしてもらってないと、地番だけを打ち出しても、農業用水であるのか用排水路であるのかわからない。現場に行って人から言われてもいい気持ちはしないので。もう少し細部にわたってお願いしたい。

農林課 次回から、もう少し拡大して、周辺農地の状況などできるだけわかりやす

いように対応したいと思います。すみません。ありがとうございました。

会 長 いいですか。

〇〇番委員 はい。

会 長 ほかにごいませんか。

会 長 特に意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号 農振農用地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる。」と回答することに決しました。

《議案第6号 武雄市非農地証明願申請について》

会 長 次に議案第6号を議題といたします。「武雄市非農地証明願申請について」事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明します。
申請番号1番。土地は〇〇町の畑3筆。計2079㎡です。「亡父が平成11年頃植林していた」というもので、非農地証明事務処理要領の該当事項は5号の「人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合に該当すると判断しています。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑1筆。45.26㎡です。以前の所有者が製材所を営んでおり、事業用地の一部として利用していた。」というもので、非農地事務処理要領の該当事項は5号の「人為的に転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合に該当すると判断しています。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号3件の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

————— **《報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出》** —————

会 長 以上をもちまして審議事項を終了し、報告事項に移ります。
報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出」1件の報告が提出されています。この1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号についてご説明いたします。
番号1番。土地は〇〇町の田1筆。98㎡です。宅地が狭いため道路沿いで利便性の良い申請地に農業用倉庫を建てたいということで届出があっております。200㎡未満の農業用倉庫になりますので、4条申請ではなく届出が提出されています。

転用時期については、令和2年5月25日から令和2年6月15日です。

以上ご報告いたします。

会 長 この件につきまして、地元委員さんから補足説明があればお願いします。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 これは報告事項ですので、この程度にとどめます。

《閉会》

会 長 それでは以上をもちまして、令和2年7月の農業委員会総会を終わります。